本案件は、2023 年 6 月 14 日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公　示　日：2023 年 7 月 5 日(水)
調達管理番号：23a00294
国　　名：大洋州地域（広域）
担 当 部 署： 地球環境部防災グループ防災第二チーム
調 達 件 名：大洋州地域広域火山災害軽減のための南太平洋島嶼国における共同研究(SATREPS)詳細計画策定調査(評価分析(トンガ・広域協力))
適用される契約約款：
・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等
（１） 担当業務　：評価分析（トンガ・広域協力）
（２） 格　付　　：3 号
（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等
（１） 全体期間：2023 年 8 月中旬から 2023 年 11 月下旬
（２） 業務人月：現地　1.1、国内　0.7、合計　1.8
（３） 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7 日	33 日	7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1 部
（３） 提　出　期　限：2023 年 7 月 19 日(水)（12 時まで）
（４） 提　出　方　法：電子データのみ
✧ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月)」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 7 月 28 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて ｜ JICA について - JICA）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

①	業務実施の基本方針	16 点
②	業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

①	類似業務の経験	40 点
②	対象国・地域での業務経験	8 点
③	語学力	16 点
④	その他学位、資格等	16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	大洋州地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１）参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補

強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２）必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

本事業の対象国である、トンガ、バヌアツ、フィジーは環太平洋造山帯に位置する地理的特性から周辺海域で頻繁に地震が発生しており、地震・津波災害のリスクが高く、サイクロンや前線に伴う大雨により洪水が毎年のように発生しており、自然災害が多発している国々である。2022 年 1 月には、トンガの首都ヌクアロファの北約 65 kmに位置する海底火山フンガ・トンガ・フンガ・ハアパイ（以下、「HTHH」という。）で大規模な噴火が発生し、トンガ領土の大半を覆いつくす大噴煙により、トンガ国内に津波や降灰、通信の断絶の被害をもたらした。また、フィジー、バヌアツなど近隣諸国や遠く離れた日本でも潮位変化（気象庁は津波警報の仕組みを使って情報発信）が発生し、フィジーとバヌアツでは浸水の被害を受けた。これらのハザードに加え、島嶼国共通の「狭小性」「隔絶性」「遠隔性」といった脆弱性が災害リスクを増大させており、当該国において防災は持続可能な開発を促進する上で喫緊の課題である。

フィジー政府は今後の課題として、既存の津波警報システムを火山性津波にも対応させること、太平洋島嶼国間の非常時連絡体制を整備すること、国内観測点や海外のデータ活用を充実することなどを挙げている。トンガ政府は HTHH 火山噴火を受けて、意欲的に災害発生メカニズムの研究に取り組んでいるが、限られた人数での活動・人材育成に制約があり、世界各国の火山研究者による活動との連携が必要とされている。バヌアツ政府は、JICA 技術協力プロジェクト「地震・津波・高潮情報の発信能力強化プロジェクト」（2019～2023 年）により構築された地震に対する津波警報発出手順の確実な運用に取り組んでいるが、地震性津波だけではなく、火山噴火性津波への警報発出手順の策定が必要とされている。

上述の通り、トンガでの HTHH 火山噴火後、JICA ではこの復旧・復興を検討するため「火山噴火及び津波被害に対する災害復興事業形成にかかる情報収集・確認調査」を実施している。その中で、日本国内の有識者による国内支援が立ち上げられ、火山噴火や津波発生のメカニズム、そして火山噴火や津波の災害規模などを科学的根拠の基で検討が行われている。その調査等を通じても、上記 3 か国を含む南太平洋島嶼国において、火山現象の研究及び災害への対応能力を高める必要性が確認され、また、当該地域の各国機関の脆弱な人的資源を補うためには、火山監視への地域連携体制を構築する等が考えられる。このような背景の中、東京大学を研究代表機関とする研究者により、火山噴火や津波の履歴と評価に基づくハザードの解析と火山監視・情報発信を、上記 3 か国の広域で取り組む研究が提案された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、科学技術協力（SATREPS）事業の趣旨・目的・制度及び手続き等を十分に把握の上、調査団員として派遣される予定の、JICA職員、日本側研究者、JICAが別途契約する他のコンサルタント等と協力・協議・調整しつつ、災害・防災に関連する情報、及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。本業務従事者は、他の調査団員が収集・分析した情報について団内での情報共有を図り、担当分野に係る調査事項を含めた報告書（案）を作成するとともに、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。本業務では、トンガへの協力活動の検討及び、プロジェクト全体として広域協力での検討を行うが、他の団員と共にフィジー及びバヌアツにも同行し、調査活動に協力する。

なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2023 年 8 月中旬～2023 年 8 月下旬）

1) 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
2) JICA 及び日本側研究者との勉強会に参加し事業内容について確認するとともに、対象国で実施されている防災関連の他の JICA 事業等からの防災関連の情報収集を行う。
3) 上記 1)及び 2）を踏まえ他分野の団員とも調整の上、担当分野にかかる調査方針・計画（案） を作成する。また、担当分野の観点から、リスク管理チェックシート（案）の作成に係る必要情報を整理するとともに、JICA による調査対処方針 （案）の作成に協力する。なお、リスク管理チェックシート（案）のフォーマットは JICA から提供する。
4) トンガ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前に JICA に提出する（JICA を通じて事前に先方関係機関等へ配付することを想定しています）。
5) 評価 6 基準の観点から、プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）（いずれも和文・英文）、事業事前評価表（案）（和文）を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に協力する。なお、PDM、PO を統一したものとするか、各国個別のものとするか

は、研究代表との勉強会を通じて検討する。

6) JICA職員が作成する、対処方針(案)、Minutes of Meeting(M/M)(案)、Record of Discussions(R/D)（案）について、担当分野の観点からコメントする。なお、M/M、R/Dは各国で確認し、署名・交換する。

7) 調査団内の打合せ、対処方針会議に参加する。

（２）現地業務期間（2023年9月上旬～2023年10月上旬）

1) JICAトンガ支所、フィジー事務所、バヌアツ支所等との打合せに参加する。

2) トンガ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、トンガ、フィジー、バヌアツにおいては、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

3) トンガにおいて、事前に配付した質問票への回答回収や上記2)を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

イ） 関連する開発計画、政策、制度（主に、火山防災及び科学技術分野）

ウ） 関連各組織（主に火山防災及び研究機関）

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(e)計画・実施中の事業

(f)周辺国・地域内での連携体制

エ）火山防災に関する事項

(a)火山モニタリング状況、機材・システム

(b)火山災害履歴・被害情報、ハザード及びリスク評価

(c)火山災害対策

(d)火山災害の予報・警報、及び情報伝達状況等

(e)防災計画、避難計画、対応計画

(f)防災教育、地方政府・住民等の防災リテラシー

(g)周辺国・地域内での連携体制

オ）本プロジェクトに関連する他援助機関（オーストラリア、ニュージーランド、UNDP、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

カ）地域内連携体制、事業実施体制の検討

キ）社会実装に向け、想定されるニーズ及び課題

4) JICA団員等と相談しつつ、気候変動に関する以下の調査を行う。
ア）開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業が対象国の「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動の検討。
イ）「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html）を参考に、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策に資するか判断し、気候変動対策適応策として位置付ける場合は、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込む。
5) 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの上位目標・目標・成果・活動、投入、協力期間、実施体制等）、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
6) 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
7) 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
8) 評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)の作成に協力する。
9) 担当分野に係る現地調査報告書の原稿作成を行う。
10) 調査全体の情報収集の取りまとめへ協力する。
11) 担当分野に係る調査結果をJICAトンガ支所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2023 年 10 月中旬～2023 年 11 月上旬）
1) 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
2) 収集資料を分析・整理する。
3) 事業事前評価表（案 ）（和文）の作成に協力する。
4) プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
5) 評価６基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
6) 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の

[1] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト - JICA

担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

（１） 業務完了報告書

2023 年 11 月 7 日(火)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表（案）（和文・英文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」の「Ｘ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇔フィジー、フィジー⇔トンガ（３往復）、フィジー⇔バヌアツ（１往復）を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月 5 日～10 月 7 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 10 日間先行して現地調査を開始し、JICA 調査団の帰国後 7 日間の追加現地調査を予定しています。

先行調査では、移動日・土日を含みフィジー2～3 日間、トンガ 7～8 日間程度の調査を行います。フィジーで JICA の調査団に合流後、営業日でフィジー、トンガ、バヌアツで各 3 日間程度の協議を行います。JICA 調査団の帰国後、トンガで 6 日間程度の追加調査を行う予定です。この日程は、今後勉強会等を通じて詳細が検討され、変更される可能性があります。

現時点でフィジー、トンガ、バヌアツ入国時に隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 研究総括（東京大学）

エ） 研究主幹（オブザーバー）

オ） 科学技術振興機構（オブザーバー）

カ） 評価分析トンガ・広域協力（本コンサルタント）

キ） 評価分析フィジー・バヌアツ（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA トンガ支所、フィジー事務所、バヌアツ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり

イ） 宿舎手配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通訳傭上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第二チームから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書(英文)

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・2023年度SATREPS新規採択案件の決定について
https://www.jica.go.jp/press/2023/20230518_41.html

・防災 研究課題一覧 | SATREPS 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（jst.go.jp）
https://www.jst.go.jp/global/kadai/by-research-field/disaster_prevention/index.html

・案件概要表の教訓に掲載した案件：インドネシアにおける地震火山の総合防災策 | SATREPS 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（jst.go.jp）
https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2009_indonesia.html
2018_0802752_4_f.pdf（jica.go.jp）

・気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

・Nationally Determined Contributions（NDCs）
バヌアツ NDC（2021-2030）：
https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-08/Vanuatu%20NDC%20Revised%20and%20Enhanced.pdf
トンガ NDC（2020 年 12 月）：
https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/Tonga%27s%20Second%20NDC.pdf
フィジー NDC（2020 年 12 月）：
https://unfccc.int/sites/default/files/NDC/2022-06/Republic%20of%20Fiji%27s%20Updated%20NDC%2020201.pdf

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）　その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA トンガ支所、フィジー事務所、バヌアツ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上